

令和6年度 第2回 白馬村上下水道事業経営審議会 議事要旨

招集年月日	令和6年5月30日(木)
招集の場所	白馬村役場 201 会議室
開催時間	午後1時30分～午後3時55分

出席者

■委員

元区長会長 (R4 白馬町区長)	太田 芳明	○
元副区長会長 (R4 めいてつ区長)	前田 芳昭	○
白馬商工会 顧問	杉山 茂実	○
白馬商工会 女性部	松沢 浩子	○
白馬五竜観光協会	岩井 良三	○
八方尾根観光協会長	丸山 徹也	○
北アルプス地域振興局 総務管理・環境課 企画幹兼環境係長	山本 一海	○
指定工事店組合長 (有)タカハシ管設工業)	高橋 慶多	—
施設維持管理業者 ((株) 水 ingAM)	西堀 朗子	○
白馬村議会 産業経済委員長	切久保 達也	○
白馬村議会 議長	太田 伸子	○
公募委員	一井 良	○

■事務局

白馬村 上下水道課長	廣瀬 昭彦	○
白馬村 上下水道課 業務係長	中村 由加	○
白馬村 上下水道課 管理係長	柏原 正樹	○
白馬村 上下水道課 上下水道係長	下川 智之	○

## 1 開会

廣瀬上下水道課長が開会及び会の成立を宣言した。

## 2 会長あいさつ（杉山会長）

本日も水道料金改定に係る審議となります。早速、議事に入りたいと思いますので、よろしく申し上げます。

## 3 議事

### 1) 水道料金検討に係る事項

#### (1) 前回の審議会のおさらい

資料1に基づき事務局から説明した。

(事務局)

#### 「1 水道料金算定の流れ」

前回の審議会から、料金改定に関する本格的な検討事項に入りました。前回は財政シミュレーションの結果を示し、その結果を踏まえて「料金改定率」について審議していただきました。

資料1の1ページをご覧ください。「水道料金算定の流れ」です。料金算定では、まず初めに「①財政計画の策定からの財政試算」ということで、財政シミュレーションを行います。水需要予測から将来的な給水収益を推計するとともに、投資計画を精査することで今後必要となる事業費を算出し、将来的な財政収支を試算した結果、どれだけの資金（料金収入）が必要になるかを把握し、料金改定率を決定します。次に②③の「新料金表の作成」というところで、総括原価というものを算定し、算定した総括原価を分解・配分して料金体系を決定、④料金表を確定させます。ちなみに「総括原価」とは、料金算定期間の費用のことを言います。算定した総括原価を分解して基本料金と従量料金に配分し、料金体系を決定、料金表を確定するという流れになります。

前回の審議会では①②まで進みました。本日の審議会では、この後の議題「(2) 料金表案について」において、料金表のシミュレーションをお示しするので、その結果についてご審

議いただく中で、料金体系や料金表案の方向性を確定することができればと考えています。

本日の重要な審議事項である（２）の議題に入る前に、前回の審議会の内容をおさらいします。

## 「２ 財政収支の試算」

資料１の３ページをご覧ください。料金算定期間を令和６年度から令和１０年度までの５年間と定め、財政シミュレーションとして４つのシナリオを設定し、比較検討しています。

シナリオ１は「料金据置」パターンで、料金改定をしないでこのまま経営を続けるとどうなるかを知るものです。試算の結果、水需要減少および物価上昇に伴い、純利益は年々悪化し、令和１３年度には赤字に転落、現金資金も令和１５年度に枯渇する見通しとなりました。また、健全財政を維持するには料金回収率１００％以上が求められますが、令和１１年度に１００％を下回る見込みとなりました。

シナリオ２は「財政規律達成」パターンとして、料金改定率に上限は設けず、理想的な経営状態を達成するための改定率を知ることを目的としています。試算の結果、将来に渡って健全な事業運営を行うためには、料金改定率１３０％が必要で、加えて、令和６～令和２６年度の２０年間に渡って３０％近い料金改定を繰り返す必要があること示されました。

シナリオ３は「現実案」として、シナリオ２の結果を踏まえて現実的な改定率に調整したシナリオを示すものです。しかしながら、シナリオ２の結果より、料金回収率１００％を達成するためには、令和６年度～令和２６年度の２０年間に渡って３０％近い料金改定を繰り返す必要があり、料金改定率に妥協の余地がないと判断しましたので、シナリオ３は省略しています。

シナリオ４は「財源充当」パターンとして、シナリオ２の結果に交付金や一般会計からの基準内繰入を反映した場合に、改定率がどの程度低減されるか知ることを目的としています。推計条件として、国の交付金については、白馬村の有収率が国の求める率の５割程度であることを考慮し、交付額の１／２のみで計上しました。また、一般会計からの基準内繰入についても、一般会計の財政状況を考慮し、基準繰入額の１／２のみで計上しています。推計の結果、シナリオ２と比べて改定率は数％低下しますが、直近の改定率３０％の回避は難しい見込みで、仮に二股浄水場再整備事業に係る交付金および基準内繰入を全額見込んだとしても、最低

25%程度の値上げが必要と捉えています。

この財政シミュレーションの結果、今後 20 年間に渡り 125～130%の料金改定を繰り返さないと健全経営が維持できず、二股浄水場再整備事業完了前に赤字経営に陥ることが判明しました。したがって、令和 6 年度の料金改定は年度途中の令和 7 年 1 月から開始する予定であることや交付金・繰入の確証も無いことを踏まえ、事務局ではシナリオ 2 の 130%の改定率を採用したいということで、委員の皆さんにご意見を伺ったところ、概ね、初回改定となる令和 6 年度の改定率 130%は致し方ないというご意見とご理解をいただいたところです。ただし、どの層からどれだけ負担していただくかは調整が必要であり、一般家庭の負担を抑える方向で検討してもらいたいという意見や、水道事業の経営努力も必要という意見もありました。

### 「3 料金表の作成」

#### ■基本方針

次に資料の 4 ページをご覧ください。料金表を作成するにあたっての基本方針の確認をします。

#### (1) 料金体系

料金体系は「口径別を採用する」ということが、前前回の審議会により決定しています。現行の料金体系では用途別を採用していますが、複雑化する営業形態に対して用途別では対応しきれないこと、住居とテナントが混在する物件などの用途が明確に区別できないこと、根拠なき別荘用の料金設定を違法とする判例があること等の課題があります。一方、量水器の口径によって給水管から給水できる水量は異なり、大きな口径になるほど給水能力に応じた施設整備が必要になることから、用途を問わず給水能力に応じた負担を求める口径別料金体系への変更が実用的であり、日本水道協会の水道料金算定要領や業務の手引きでも口径別を推奨していることを踏まえて、口径別を採用することに決定しております。

#### (2) 基本水量

基本水量とは、基本料金に一定の使用量を含める料金体系のことで、公衆衛生普及の観点から一定以上の水を利用してもらうために、導入されてきた経過があります。白馬村水道事業では基本水量として月 5 m<sup>3</sup>が設定されています。しかしながら、現在では公衆衛生の普及

という目的はほぼ達成され、資料1の表5-1に示すとおり、月使用水量が5 m<sup>3</sup>以下の調定が生じている中、こうした使用者に対して使用水量に応じた従量料金を課せてないという課題があります。現行の水道料金表では、全体の15%存在する月5 m<sup>3</sup>以下使用者が使用水量に見合った負担をしていない状況であり、概ね2人以上世帯が超過料金によって、そのしわ寄せを受けているという不公平な状況です。また、ゼロ水量調定件数が全体の3割を占めている中、5 m<sup>3</sup>という基本水量を設ける意義はほとんどないのでないかということもありまして、基本水量を廃止する方向で検討するということが前回までの話でした。

### (3) 逓増度

逓増度とは、使用量の増加に伴い、従量料金単価が高額となる料金設定のことです。多量に水を使用する業務営業用に傾斜的な負担を求めるという背景や、創設期の水源不足の対応として多量の水使用を抑制するという2つの背景から導入されてきました。しかし、水源開発も一段落つき、水需要が減少している現代においては逓増度を設けることの意義は失われつつあります。また、逓増度が強いと使用水量を抑える方向に働いて減収のリスクが大きくなり、安定した水道料金収入の確保という観点からいえばデメリットとなります。以上により、逓増度については現行よりも緩和する方向で検討しますが、これについては調整の余地があるということが前回までの話でした。

### ■総括原価の分解と配賦

資料6ページに移ります。

#### (1) 基本的な考え方

総括原価方式による料金表の作成について説明します。総括原価方式とは、水道料金算定要領に示された方法で、事業運営に必要な経費として総括原価を算定し、総括原価に見合った料金水準を定める方法です。総括原価には、営業費用や支払利息のほかに、将来の水道施設の更新等に必要とする「資産維持費」を含みます。

水道料金改定の手引きでは、算定した総括原価を基本料金と従量料金に分解する作業が段階的に定められています。7ページの表が、総括原価の分解・配賦のイメージ図です。算出した総括原価は「需要家費」、「固定費」、「変動費」に分解して、さらに費目ごとに細分化し、最終的には「基本料金」と「従量料金」に配賦します。

## (2) 総括原価の算定

資料8ページの表5-3は「総括原価の1次配賦」の結果ですが、1次では令和7年から令和10年までの算定した総括原価を固定費と変動費に振り分けています。なお、料金算定期間は令和6年度から令和7年度の5年間と言いましたが、令和6年度の料金改定は年度途中の令和7年1月から開始する予定であることから、実質的な料金改定は令和7年度から令和10年間の4年間と捉え、この4年間についての総括原価を算定しています。

## (3) 総括原価の配賦結果

資料9ページは、1次から4次に渡る配賦の結果として、最終的に得られた基本料金と従量料金、およびその内訳が資料9ページの表5-4になります。この表は料金改定率130%の配賦結果です。最終的には口径別に基本料金が設定され、口径13mmの2,214円から口径75mmの82,313円まで幅がありますが、これは能力別に応じて分解した結果です。一方、従量料金については、逓増度を設けないという基本方針で作成した結果、一律1m<sup>3</sup>辺り96円となりました。

## (4) 基本料金と従量料金の割合

資料10ページをご覧ください。現行料金は基本料金:従量料金=4:6となっていますが、「水道料金改定の手引き」等に基づく理想的な固定費の分解配賦方法による算定結果は、基本料金:従量料金=6:4となりました。これが料金改定時の目標となります。特に、別荘やホテルが多く、閑散期にゼロ調定も多い白馬村では、基本料金の比率を下げると、目標の従量料金が回収できないリスクがありますが、一般家庭等への影響を考慮して、この割合を調整するという考え方もあるというのが前回までの話でした。

## (5) 現行料金との比較

10ページの表5-4は、改定率130%における「現行料金と改定原案の比較」です。この表を見ると、現行料金と比べて、大きな口径になるほど値上げ幅が大きいです。現行の水道料金表は口径に応じた基本料金の逓増度が非常に弱く、本来あるべき水準からすると、口径が大きくなるほどに相対的に得をしていた状態であったといえます。

資料の11ページには現行の水道料金表を載せています。検討のポイントは、①基本水量の5m<sup>3</sup>/月をどうするか、②従量料金の逓増度について、現行では使用水量を3段階に分けて、

140円・160円・170円と通増度を設定していますがどうするか、③基本料金と従量料金の割合をどうするか、の3点です。

(杉山会長)

「前回の審議会のおさらい」について、事務局より説明がありました。ご意見・質問等がある方はご発言ください。

### 質疑応答

(委員)

近年、八方エリアで大規模開発の動きがありますが、そのような開発による水道料金の増収については、財政試算に反映しているのでしょうか。

(事務局)

水需要予測から将来的な給水収益を推計しますが、和田野の大型ホテル等の既に開発時期が決まっているものについては試算に反映しています。

(委員)

私は前回欠席だったのですが、今年になってさらに開発の動きが色々あるので、試算している給水収益よりさらに増えると思いますが、その点はいかがでしょう。

(事務局)

今後は5年に1回、料金の見直しを行っていく予定ですので、後発の開発については、次回の料金見直しの際に料金収入に反映し、軌道修正していくことになります。

(事務局)

開発が増えると水需要は増加し料金収入も増えますが、開発に見合った施設の整備もしなければなりません。住民の人口規模だけを考えれば施設のダウンサイジングが図れますが、開発があることによってダウンサイジングが難しくなっています。和田野に関していえば、

逆に施設を拡大しなければ、一般家庭や他の営業施設に影響が出る状況です。収入だけのことを考えると開発により料金収入は多少伸びますが、それだけの規模の施設を維持するには費用もかかります。

(委員)

ニセコ町は、開発が盛んで水道水が足りなくなる状況にあると聞いています。白馬の場合は、現状ではおそらく問題ないと思われませんが、その辺はどうでしょうか。

(事務局)

ニセコ町に関していえば、水源自体を新たに開発して水道事業を拡張している状況です。

白馬には水源が3つありますが、仮に今ある開発計画が全て実行されたとしても、水源の水が足りなくなることは基本的にはないと考えています。新たな水源の必要性はないと思いますが、配水管の本管の口径等を大きくしなければならない等の可能性はあります。また、二股浄水場の処理能力にも多少影響します。令和4年度に水道ビジョンを作成していますが、その時よりも今回の投資計画における二股浄水場の1日に作る水の量は増えており、施設の処理能力が大きくなった分を考慮し、料金算定に反映しています。併せて、有収率も料金算定に影響してきますので、有収率の向上が喫緊の課題となっています。

## (2) 水道料金表案について

資料2・資料3に基づき事務局から説明した。

(事務局)

### 「1 水道料金表の検討事項の整理」

#### 1) はじめに

前回の審議会で示した新料金表(原案)は、『水道料金算定要領』に準拠したものであり、水道料金の基本原則である個別原価主義に則し、給水収益全体に基本料金が占める割合を現行よりも高めることにより経営基盤の強化を図る内容となっています。原案の料金体系は、①基本水量なし、②逡増度なし、③基本料金と従量料金の割合は6:4ということで、算定



要領に沿った料金体系表となります。しかしながら、この原案の料金表は、白馬村の現行の料金体系から大きく変化することに伴い、大幅な値上げを強いられる利用者層がある一方で、逆に値下げとなる利用者層も想定されるなど負担の公平性の観点から課題があります。そこで、この原案を叩き台として様々な検討を行い、今後の白馬村水道事業に適した新しい水道料金表のあり方を示すものとします。

## 2) 白馬村の水道利用者数及び使用水量の分布

令和4年度の調定実績より水道利用者数と使用水量の分布を分析し、白馬村の特徴を把握します。分析結果を次ページより示します。

2ページの円グラフは口径別調定件数の割合を示しています。口径13mmの調定件数が全体の約75%を占め、口径20mmと口径25mmが12%と続きます。口径30mm～75mmの大口径の調定件数は全体の約1%です。棒グラフは口径別かつ水量別の調定件数の割合を示しています。水量0m<sup>3</sup>調定件数は全体の31%を占め、基本水量である5m<sup>3</sup>以下の調定件数割合15%と合わせると46%になります。0m<sup>3</sup>調定を除いて、一番多い使用水量区分は、11～20m<sup>3</sup>の約20%です。6～10m<sup>3</sup>の調定件数割合は約12%、21～30m<sup>3</sup>の調定件数割合は約10%となります。101m<sup>3</sup>以上の大口使用の調定件数は全体の約4%となっています。

3ページの円グラフは口径別使用水量の割合を示しています。口径13mmの使用水量割合は全体の約45%を占め、口径25mmが24%、次いで口径20mmが14%と続きます。口径30mm～75mmの大口径の使用水量割合は全体の約17%を占めます。棒グラフは口径別かつ水量別の調定件数の割合を示しています。使用水量区分6～50m<sup>3</sup>で全体の40%、101m<sup>3</sup>以上の大口で全体の42%を占めます。

4ページの上段の表は、令和4年度の「口径別利用者分布」の表で、調定件数の割合を口径別・使用水量別に示しています。下段は同じく令和4年度の「口径別利用者分布」の表で、こちらは使用水量の割合を口径別・使用水量別に示しています。

5ページの表は4ページの表と同じものですが、この利用者分布図の表から見て取れる特徴をコメントとして加えています。上段の表では、使用水量0m<sup>3</sup>の調定件数は全体の31%を占めていますが、コメント(1)にあるように特に口径13mmの割合は24%と高く、値上げが必要な層と言えます。コメント(2)にある基本水量5m<sup>3</sup>以下の調定件数割合では、口径

13mmの割合は 12.19%となっていますが、このような一般家庭の単身世帯については、政策的配慮が必要な層と考えられます。また、コメント（3）にあるように、口径 13mmや 20mmの調定件数割合が多く全体の 43%を占める層は、収益全体を左右する層（ボリュームゾーン）として捉えます。下段の表でもコメント（3）の収益全体を左右する層（ボリュームゾーン）は一緒です。コメント（4）では小口径なのに使用水量が多い層が全体の 27%を占めていますが、これは冬季暫定検針の影響によるもので、検針ができない冬の 4か月分を 5月に精算していますので、その影響によるものと捉えられます。コメント（5）は大口径で水を大量に使う利用者層で、このような大口需要者は全体の 14%を占めますが、できるだけ負担をしてもらいたい層です。

この利用者分布図の表から見て取れる特徴・コメントについての更なる説明を 6 ページに記載しています。

#### （1）値上げが必要な層（ゼロ調定）

水道料金は一般的に、基本料金を低廉にする目的から固定費の一部を従量料金に配分しています。すなわち、各利用者が従量料金として一定額を負担することが原価回収の前提となっています。本村の現行料金では、別荘のみ他の用途に比べて高額な基本料金を課していますが、これは、別荘については年 1 2 回の調定のうち大多数がゼロ調定（使用水量が 0 m<sup>3</sup>の調定）になることを見越し、通常従量料金としての回収を期待する額を、あらかじめ基本料金に加算しているものと想定されます。ゼロ調定利用者に相応の負担を求めるには、13mm 口径の基本料金部分に十分な値上げが必要となります。

#### （2）政策的配慮が必要と考えられる層（単身世帯）

水道は公衆衛生の向上という本来の目的から生活用水を主眼としており、水道法第 1 条に規定する「低廉」もまた、生活用水利用者の負担を想定したものと考えられます。そのため、料金設定上、一般家庭への配慮が常に必要となります。

使用水量 5 m<sup>3</sup>以下の小口需要者は、別荘や季節営業を行う事業者以外に単身高齢者世帯が含まれていると想像できます。経済的に厳しい状況にある単身高齢者が増えている社会情勢から、格段の配慮が必要な層と考えられます。アパート暮らしの若者も想定される。

#### （3）収益全体を左右する層（ボリュームゾーン）

本村の利用者及び使用水量の約4割がこのボリュームゾーンに集中しており、年間給水収益全体を左右する層です。13mm及び20mm口径には一般家庭の大部分が含まれており、この層に対する値上げ抑制の政策的配慮が大いに期待されるものと予想できますが、本村の「稼ぎ頭」の層でもある事情から、過度な配慮は難しい状況です。

#### (4) 冬季水量を含めた5月検針分の影響が考えられる

小口径でありながら大量に使用する利用者も存在しますが、多くは雪解け後の5月検針分の増大が影響しているものと言えます。

#### (5) できるだけ負担してもらいたい層（大口需要者）

ホテルを中心としたごく少数の大口需要者が年間有収水量の14%を占めていることが本村の大きな特徴です。大口需要者層は、施設整備費等の資本費が嵩む原因者でもあり、資本力に基づく応能負担としても可能な限りの負担が期待される層となります。

### 3) 検討事項の整理

資料の7ページをご覧ください。前回の審議会での審議内容を踏まえ、「料金体系」・「基本水量のあり方」・「逦増度のあり方」の3つを検討の柱としつつ、本村における現在の水道利用者数及び水量の分布状況並びに政策的配慮等も総合的に勘案して検討事項の整理を行います。

#### A) 総括原価回収

いかなる料金表においても、4年間（令和7～10年度）の算定期間内の総括原価総合計1,379,946千円を達成することが必須事項です。

#### B) 基本料金割合

原案では給水収益全体に占める基本料金の割合を60%と設定した結果、従量料金単価が現行水準を大きく下回ることとなり、図3-1にあるように、ある水量（口径毎に異なる）を超えると新料金と現行料金が逆転する現象が発生しました。そこで、基本料金割合については緩和することで調整を図ります。令和4年度実績では基本料金の割合が約37%であったことから、おおよそ37～50%程度を目途に検討を行います。

#### C) 口径別基本料金

ワークスタイル・ライフスタイルの多様化や不動産売買による利用形態の変化等、用途

別料金体系における用途認定は限界を迎えています。これらの背景を説明したうえで審議会に諮ったところ、口径別料金体系への移行が承認されました。よって、新料金表案は全て口径別を必須要件とし、口径別基本料金に設ける対 13mm 口径比率は原案のものをベースとします。

#### D) 基本水量廃止

基本水量は、水系感染症が蔓延していた近代水道創設期において、公衆衛生の向上を目的に「料金の気兼ねなく使える一定の水量」を付与することにより生活用水の利用を促進したものです。水系感染症を概ね克服した現代において、基本水量制が担っていた歴史的役割は失われていること、また、基本水量分の料金を賦課できないことによる経営的損失を勘案し、基本水量の廃止を検討するものです。ただし、ここにはまだ検討の余地があると考えます。公衆衛生の向上・増進という目的に照らせば、確かにかつて存在した水系感染症の危険性は現代ではほぼ消失していますが、清浄豊富な水道水によって健康的かつ文明的な生活を保障する（必要最小限の地域福祉）という面での基本水量の意義はいまだ残っていると いえます。

さらに、基本水量分の料金を賦課できないことによる損失に関しても解決策があります。昭和 37 年「臨時東京都水道料金及び下水道料金制度調査会の答申」において、個別原価主義の立場からは基本水量制を否定しつつも、「一般家庭用需要者が対象となる小口径のものについては、一定限度の基本水量を付与すべき」とされ、当該水量の料金上の扱いとして、「基本水量を付与された小口径の需要家に対しては、基本料金としてその水量に対応する水量料金を賦課すべきであり、その額は低廉な生活用水の供給という見地から固定的維持管理費及び変動費の水量均等割額とすべきである」としています。すなわち、基本水量を「基本料金についてくるサービス分」から、予め基本水量分を基本料金に上乗せするという考え方もあります。

以上の事項を踏まえ、基本水量の廃止または存続の検討を行います。

なお、基本水量を存続する場合、その水量は何 $\text{m}^3$ とするかという別の検討事項が発生します。資料 9 ページの表は、全国上水道事業の基本水量設定状況を示します。全体の 28% が基本水量なし（0  $\text{m}^3$ ）としている一方で、5~10  $\text{m}^3$ の範囲で基本水量を設定している団体が

70%あります。基本水量を設定する場合、過大な水量は当然望ましくなく、一定の節水意識を促すことが可能な単身世帯を想定した最低限度の水量とすべきと考えられます。単身世帯想定の基本水量については、全国で唯一単身世帯割合が過半数を超える東京都の13～25mm口径における基本水量が5 m<sup>3</sup>である点が参考になります。本村の現行基本水量とも合致することから、基本水量制を存続する場合の基本水量は5 m<sup>3</sup>としたい考えです。

#### E) 逓増度廃止

従量料金について、『水道料金算定要領』は、個別原価主義に基づき均一料金制を採るべきという立場で一貫しています。また、大口需要家へ過度な負担を求めることは井戸水への逃避を生むデメリットがあり、逓増度は緩和を目指すべきと『新水道ビジョン』（国土交通省）が指摘しています。それにもかかわらず、本村を含め多くの水道事業者が従量料金に逓増度を持たせている理由について、以下のことが考えられます。

- ①水の需給が逼迫した状況下での需要抑制策（ペナルティ）
- ②生活用水を低廉にし、代わりに負担力の高い大口需要者へ転嫁（応能負担）
- ③大口需要者給水量の季節変動への対応（ハイシーズンの水量で年間の原価回収）

人口減少社会において①は過去の遺物ですが、②③については本村の需要実態に即します。また、現行料金で既に逓増度を採用しており、維持した方が料金改定の各利用者負担額に及ぼす影響が小さいといった観点もあります。従って、逓増の度合いや高額な単価設定によって不当な差別的取扱いと受け取られないよう留意しつつ、逓増性のあり方については柔軟に検討すべきと考えます。

#### F) 負担増の公平性

料金値上げとなる改定案を示すに当たっては、負担の公平性が重要な要素となります。「負担が増える分はみんなで分かち合う」ことで合意形成が実現します。可能な限り、特定の利用者層のみ利益を得ることのないよう配慮するべきと考えます。

#### G) ゼロ調定対策

前述のとおり、ゼロ調定は本来担うべき料金負担を回避しているのが現状です。年間調定の約3割がゼロ調定である実態から、確実な対策が求められており、その対策として基本料金を値上げする方向にあります。

## H) 大口 需要者負担増

ホテル等大口需要者によって施設整備に係る費用等の資本費が嵩んでいる地域特性から、基本料金・従量料金の両面から大口に求めるべき負担額を検討します。

## I) 小口 需要者配慮

『白馬村第5次総合計画-後期計画-』（令和2年度）における高齢化率の将来推移を示したものが図の3-3です。本村の将来人口は継続的な減少が予測されており、典型的な高齢化の特徴が見て取れます。社会政策的見地から言えば、生活用水への配慮は必要です。特に、近年の経済情勢や核家族化の進行により、経済的に厳しい単身の高齢者世帯の増加が予想されることから、こういった層に対する政策的配慮の料金表への反映が検討事項となります。

## 「2 水道料金表案」

### 1) 水道料金表のシミュレーション

新料金表（原案）を叩き台として様々な検討を行い、今後の白馬村水道事業に適した新しい水道料金表のあり方を示すものとしします。先述の検討事項を踏まえて行った新料金表のシミュレーションを、別紙の資料3に示します。

パターン①は「水道料金算定要領」に準拠して算定された料金表で、新料金表のたたき台となる「原案」です。基本料金の割合が60%、基本水量廃止、逓増度廃止で従量料金が1 m<sup>3</sup>あたり一律96円となっています。この原案は個別原価主義に基づいた理論的な料金表ではありますが、現行料金から改定する際の影響として、従量料金単価が現在よりも安価となるため、使用水量によっては請求額が逆転（すなわち現在より値下げ）となる利用者層が発生し、負担増の公平性が確保されないという課題があります。

この原案を元に作成した新料金表が9パターンあります。

パターン②は「従量料金の逓増度廃止」かつ「基本水量廃止」の料金表です。パターン①における課題の逆転現象の解決策として、給水収益全体に対する基本料金の比率を下げて34.6%としています。その一方で従量料金の回収額は現行と同水準とし、現行の従量料金単価を一律155円としています。しかしながらこのパターン②は、口径13mmの基本料金がほぼ現行の基本料金1,300円（メータ使用料含む）と同じことから、ゼロ調定対策がなされて

いないことが課題です。

パターン②-2は、「従量料金の逡増度廃止」ただし「小口径5 m<sup>3</sup>のみ最低単価」を設けるパターンです。パターン②の課題であるゼロ調定対策の解決策として、小口径利用者の1～5 m<sup>3</sup>の従量料金を最低単価とし、それに伴う減収分を口径13mm基本料の値上げで調整を図ったものです。13mm～25mmまでの小口径で、使用料5 m<sup>3</sup>までの従量料金単価を最低価格の65円とし、それ以外の従量料金単価は155円として、单身等の小口需要者に配慮しています。なお、この場合でも大口径では変わらず逆転現象が発生してするので負担増の公平性は確保されていません。

パターン②-3は、「従量料金の逡増度廃止」ただし「小口径5 m<sup>3</sup>のみ基本水量を設ける」料金表です。先ほどの②-2の料金表では13mm～25mmの小口径で使用水量5 m<sup>3</sup>以下に最低単価65円の従量料金を課しますが、②-3の料金表は65円の最低価格分を予め基本料金に上乗せしています。このパターンは、基本水量に満たない小口需要者には不利となりますが、基本水量分の料金を確実に徴収できるため、経営的にはパターン②-2よりもプラスに働きます。なお、大口径では変わらず逆転現象が発生します。

パターン③は、「水量区分別の逡増度あり」かつ「基本水量廃止」の料金表です。パターン①における課題の逆転現象の解決策として、給水収益全体に対する基本料金の比率を下げ、34.7%としています。その一方で従量料金の回収額は現行と同水準とし、現行通り3段階の使用水量区分に応じて140円・160円・170円の従量料金を設定しています。このように現行と同じ逡増度を設けることで逆転現象は解消されますが、口径13mmの基本料金がほぼ現行の基本料金1,300円と同じことから、ゼロ調定対策がなされていないことが課題です。

パターン③-2は、「水量区分別の逡増度あり」ただし「小口径5 m<sup>3</sup>のみ最低単価」を設ける料金表です。パターン③の課題であるゼロ調定対策の解決策として、小口径利用者の1～5 m<sup>3</sup>の従量料金を最低単価とし、それに伴う減収分を口径13mm基本料の値上げで調整を図ったものです。13mm～25mmまでの小口径で使用料5 m<sup>3</sup>までの従量料金の単価を最低価格の65円とし、それ以外の従量料金単価は現行通りの3段階の従量料金を設け、单身等の小口需要者に配慮しています。

パターン③-3は、「水量区分別の逡増度あり」ただし「小口径5 m<sup>3</sup>のみ基本水量を設ける」

料金表です。先ほどの③－２の派生形で、小口径利用者で使用水量 $5\text{ m}^3$ 以下に対する従量料金 $65$ 円の最低価格分を、予め基本料金に上乗せしています。このパターンは、基本水量に満たない小口需要者には不利となりますが、基本水量分の料金を確実に徴収できるため、経営的にはパターン③－２よりもプラスに働きます。

パターン④の料金表は、「従量料金の逡増度はありませんが、小口径と大口径で従量単価に格差を設けるもの」かつ「基本水量廃止する」料金表です。逆転現象の解決策として、給水収益全体に対する基本料金の比率を下げ、 $38.6\%$ としています。その一方で従量料金の回収額は現行と同水準とし、 $25\text{ mm}$ までの小口径の従量料金単価を $140$ 円、 $30\text{ mm}$ 以上の大口径の従量料金単価を $160$ 円に設定しています。このパターンの場合、小口利用者の負担が比較的大きく、また、口径 $75\text{ mm}$ かつ使用水量 $3,000\text{ m}^3$ 超では現行と同水準の料金となり、大口需要者の負担増が限定的となっていることが課題です。

パターン④－２は、「従量料金の逡増度なしで口径別格差を設けるもの」ですが、ただし「小口径 $5\text{ m}^3$ のみ最低単価」を設ける料金表です。パターン④の課題である小口配慮・大口負担増の解決策として、小口径利用者の $1\sim 5\text{ m}^3$ の従量料金を最低単価の $65$ 円とし、それに伴う減収分を大口径の従量 $100\text{ m}^3$ 以上に現行料金の最高単価 $170$ 円を設定することで調整を図っています。

パターン④－３は、「従量料金の逡増度なしで口径別格差を設けるもの」ですが、ただし「小口径 $5\text{ m}^3$ のみ基本水量を設ける」料金表です。先ほどの④－２派生形で、 $13\text{ mm}\sim 25\text{ mm}$ の小口径利用者に現行の基本水量 $5\text{ m}^3$ 以上を維持し、 $65$ 円の最低価格分を予め基本料金に上乗せしています。このパターンの料金表は、基本水量に満たない小口需要者には不利となりますが、基本水量分の料金を確実に徴収できるため、経営的にはパターン④－２よりもプラスに働きます。

資料３の２ページ以降は、各パターンの詳細を示しています。各ページとも上段の表の右側には令和７年度から令和１０年度の基本料金と従量料金の算出額があり、一番右側の欄に４年間の総計を記載しています。下段は、口径ごとに、現行料金とこのパターンでの新料金を比較して「値上げ額」や「値上げ率」を示しています。折れ線グラフは、現行料金と新料金の逆転現象となる使用水量を示しています。



パターン③の3つの表の値上げ額を比較すると、30mm以上の大口径の値上げ額は変わりませんが、小口径の値上げ額は③が一番高く、③-2と③-3では20mmと25mmがほぼ同額、13mmでは③-3がやや安いです。

パターン④の3つの表の値上げ額を比較すると、30mm以上の大口径の値上げ額は変わりませんが、小口径の値上げ額は④が一番高い水準で、④-2と④-3では④-3の方が安いです。

## 2) 従量料金単価の設定根拠

以上、料金表の9つのパターンについて説明しましたが、次に「従量料金単価の設定根拠」について説明します。資料2の12ページをご覧ください。

### (1) 従量料金における単価設定検討の必要性

原案においては従量料金の単価が96円と、現行料金よりも大幅に低下し、使用水量が多い利用者ほど逆に値下げになるという不合理が発生することから、この課題を解消するため、基本料金と従量料金の比率を見直すこととしました。

### (2) 改定パターンの整理

二部料金制においては、全体として130%の値上げでも、内訳である基本料金・従量料金については表2-1のような(イ)～(ホ)までの改定パターンが考えられます。

基本料金は、使用量にかかわらず固定的に徴収できる点から、利用者の節水行動・節水機器の普及の影響を受けないことが長所です。パターン(イ)及びパターン(ロ)については、基本料金値下げまたは据え置きということで、その長所を活かした効果が見込めないため、候補から除外します。パターン(ハ)は、原案と同じパターンです(基本料金値上げ・従量料金値下げ)。多少比率を変更したとしても、従量料金が値下げとなる以上、改定によって得をする利用者の発生が見込まれます。基本料金・従量料金どちらも値上げとするパターン(ニ)、または従量料金を現行と同水準とし、基本料金側の値上げで総括原価の回収を行うパターン(ホ)のいずれかであれば、改定によって得をする利用者の発生は解消が見込まれます。

よって、基本料金の値上げ幅が大きく経営基盤強化がより図れるパターン(ホ)を採用することとしました。表2-2が基本料金・従量料金の改定パターンの判定結果です。

### (3) 配分原価の再算定

資料 13 ページをご覧ください。パターン（ホ）の「基本料金値上げ」「従量料金据え置き」の場合の具体的な算定方法を示します。

まず、原案の従量料金部分の回収額を現行と同水準とするため、従量料金の水量区分及び設定単価を現行料金と同じにします。〈表 3－1 参照〉

従量料金単価が原案よりも値上げとなることで、給水収益としての回収額が総括原価を上回ります。総括原価を超過する額を、逆に基本料金配分原価から控除することで、総体を総括原価と一致させます。〈図 3－1 参照〉

増減調整後の基本料金配分原価と従量料金配分原価に従い、再度口径別基本料金及び従量料金の再配賦を実施します。

原案の従量料金単価は 95.92 円（丸めて 96 円）です。〈表 3－2 参照〉

再配賦後の従量料金単価は 157.18 円（丸めて 155 円）となります。〈表 3－3 参照〉

修正後の原価で口径別基本料金を再算定した結果の料金表は表 3－4 のとおりです。

〈表 3－4 参照〉

15 ページに移ります。『水道料金算定要領』巻末の『逓増料金制の設定基準』において、逓増料金制の最低単価として「従量料金に賦課すべき原価のうち、少なくとも維持管理費と変動費を賦課する」とされています。これを算定したところ、その額は 66.90 円（丸めて 65 円）となります。〈表 3－5 参照〉

同じく、最高単価についての考え方も同資料内に示されていますが、固定資産台帳が拡張事業や水系、配水ブロック等で区分されておらず算定困難なため、現行料金の最高単価 170 円を新料金の最高単価として据え置くこととします。

また、逓増料金制が個別原価主義に基づいておらず、逓増単価の根拠を対外的に説明することが困難である実情を踏まえ、新料金表に対し逓増度を持たせる場合は、現行料金における単価の 140～170 円を基本的に踏襲することとします。

#### （４）設定単価のまとめ

以上より、新料金表案で使用する従量料金単価は次のとおりとし、この単価を用いて様々な料金表のあり方を検討しています。〈表 4－1 参照〉

### ３）料金表の比較結果

白馬村の特徴の1つである「大口需要者給水量の季節変動」に対応するためには、逓増度は必要です。加えて、大口径での逆転現象を解消し、負担増の公平性を確保するためにも、ある程度の逓増度は必要と考えます。よって、事務局では、今回作成した9パターンの料金表の内、②「逓増度廃止」パターンは選択の対象外とします。

また、検討事項A)～I)の優先順位や重要度を考えた場合、A) 総括原価回収とC) 口径別基本料金は最優先事項であり確定事項となりますが、その他の検討事項では特にF)～I)を重要事項と捉えます。検討事項のF)～I)の判定がいずれも○となるのは「パターン③-2」とパターン④-2」の2つです。この2つのパターンを比較すると、現行料金と新料金表との値上げ額が全体的により小さいのは「パターン③-2」となります。

以上のことを踏まえ、事務局案としては「パターン③-2」の「従量料金の現行措置・小口径5m<sup>3</sup>最低単価」を採用したいと考えます。料金表案につきまして、様々なお考えがあると思いますので、皆様のご意見を伺います。

(杉山会長)

「水道料金表案」について9パターン示された中で、事務局としては③-2を採用したいという説明がありました。ご意見や質問等がある方はご発言ください。

#### 質疑応答

(委員)

例えば、パターン③は逓増度ありですが、パターン④は口径の大小で従量単価に価格差を設けており、この場合は逓増度なしという捉え方でよろしいですか。

(事務局)

はい。逓増度なしです。

(委員)

パターン③-2と③-3を比べた場合、基本水量を廃止するという方針から③-2を採用

したという考え方ですか。

(事務局)

基本料金を比べてもらうと、口径 13mm で価格の差がありまして、③-3 の方が基本料は高く、単身世帯のゼロ調定対策にはなっていますが、単身世帯の少ない水量利用者への配慮に欠けるのではないかとということで、基本料の低い③-2 を選択しています。

(委員)

基本料金③-2 と③-3 の 13 mm の基本料だけ比べると、③-2 の方が安いから、③-2 を選択したということですよ。

(委員)

小口需要者は一般的に何 m<sup>3</sup>使いますか。

(事務局)

老人の単身世帯であれば、5 m<sup>3</sup>は使いません。

(委員)

例えば 4 m<sup>3</sup>使った場合、③-3 であれば 4 m<sup>3</sup>使っても 1,820 円ですが、③-2 の場合は 4 m<sup>3</sup>使うと基本料金の 1,670 円に従量料金の 260 円が加算されて 1,930 円になるので、③-3 より高くなります。そうすると、小口はどちらが有利なのという疑問が生じます。

(事務局)

最初から基本水量分を基本料金に上乗せして基本料金を高めに設定されているのを良いとするか、基本料金はやや低めに設定し使った分を上乗せするかの違いですが・・・。

(委員)

自分の中では、単身でも 3～4 m<sup>3</sup>は使うイメージはあって、ゼロ調定の方に少し負担して

もらいたいと思ったら③-3の方が良いのではないかと感じました。

(事務局)

そうですね。③-3という選択でも本当に良いと思っていまして、別荘の方から相応に負担してもらおうとなるという面から言えば基本料金は高い方が良いので、③-3の方が望ましいです。

(事務局)

料金表をぱっと見たときの感覚では、13mmの基本料金が高いのは③-3です。

(委員)

高齢者世帯の中には、本当に水道を使わない家があります。ちゃんと水分を取っているのか心配になるくらい。そういう世帯では基本料金が高くなると、ますます節水意識が働くような気がします。料金表をぱっと見て、細かい計算はせず基本料金の値上げ幅だけを見て、節水意識が働くのではないかと想像します。

(委員)

白馬村の別荘利用者は、やはり口径13mmが多いのですか。

(事務局)

最近、建てられている別荘はかなり大型の物も増えていて、口径も大きくなる傾向にありますが、昔からある別荘の大半は口径13mmに該当します。

(事務局)

別荘利用者の実態調査（令和4年）によると、利用者数は約700、使用するメーターは大半が口径13mmという結果が出ています。別荘利用者と単身者層とでは使用水量がリンクするので、別荘利用者のゼロ調定対策として特に口径13mmの基本料金を上げたいと考えますが、

一般家庭への負担も出てくるので難しい部分があります。

(事務局)

一般家庭はボリュームゾーンにあたります。村民の方で一番多いのはこのボリュームゾーンになります。

(委員)

パターン③-2と③-3共に改定率は130%ということですか。

(事務局)

そうです。全体の上げ幅は9パターンとも全て130%の料金表案です。

(委員)

調定件数の割合の資料がありましたが、件数も示したほうが良いと思います。

(事務局)

そうですね。資料2の5ページの表を見ると、全体で水を使わないゼロ調定件数が約3割もいて、その層への負担を求めなければならないというのと、使用水量が月5<sup>m</sup>以下の単身世帯の方たちへの配慮が必要ではないかなということをコメント(2)で解説していますが、その辺の考え方がとても難しいです。それから、先ほどご指摘のあった③-2と③-3の値上げ額を見ると、基本水量を設けた方が、料金の値上げ額は一律になると感じました。

(委員)

③-2の場合、口径20mmと25mmは、口径13mmと同じく従量料金を最低価格の65円にしていますが、パターン③と比べて基本料金は上げていないですよ。13mmの基本料金だけ上げて、20mmと25mmの基本料金を上げてない理由は何でしょうか。

(事務局)

それは大半が口径 13mmに該当する別荘利用者を想定しているという点が挙げられます。また、ゼロ調定件数の割合を見たとき、全体の 31%を占める中で、口径 13 mmがその内の 24%も占めているという点も挙げられます。

(事務局)

料金改定率 130%という結構上げ幅が大きいと感じますが、例えば③-2の値上げ額を見ると口径 13mmの基本料金の値上げ額は 370 円とそれほど大きくない印象を受けたのですが、口径が大きくなるほど値上げ額は大きくなります。ご自分の契約に置き換えてみての感想でも良いので、ご意見を頂ければと思います。

(委員)

③-2の場合、基本料金の割合が 30%台となっていますが、原案の理想の基本料金割合が 60%ということ踏まえると、経営基盤強化の面からすれば不安ではないですか。例えば 2 年連続して雪が降らず、観光客がかなり減る等のリスクも考えられます。料金表案は目標額を達成する数字になっていますが、あくまで正常に動いた場合の料金収入額なので、コロナみたいなことは特殊すぎてそんなにあるとは思えないですが、長い目で見たときに基本料金は高い方が良いのではないかとということも考えられます。

(事務局)

今の委員の意見のようなリスクを考えると、③-3の方が基本料金の割合が高いので、より安定的な料金表ということになります。また、口径 13 mmの場合、2 m<sup>3</sup>以下は③-2の方が水道料金は安いですが、3 m<sup>3</sup>~5 m<sup>3</sup>の使用であれば③-3の方が安くなります。

(委員)

基本水量を設けるか、最低単価を設けるか、難しいところですね。説明しやすいものを選ぶというのも一つの案です。住民の方に理解してもらう上で、説明しやすい、わかりやすい

というのは重要なことですから。③－２と③－３のどちらが説明しやすいか。

(委員)

13 mmや 20mmを見る中で、値上げ額を皆同じにした方がわかりやすいと思いました。

(事務局)

それは③－２よりも③－３の方がわかりやすいということですね。

(委員)

はい。13 mmの場合、どの使用水量でも値上げ額は一律 520 円なので、わかりやすいと思いました。ただ、資料 3 を見ると、検討事項の判定で○が多いのは③－２ですよ。

(委員)

事務局として、④－２はどのように分析していますか。

(事務局)

従量料金の逡増性について、使用水量が多くなると単価が高くなるのが③－２で、使う量は同じでも口径の大きさによって従量単価に格差を設けるのが④－２です。③－２の方が現行と同じ従量料金体系なので、皆さんにとってそんなに違和感はないのではないかと思います。口径の差によって単価に差が出ることをどう捉えるかですが、こちらの方が違和感のある方がいるのではないかと思います。基本料金の割合や検討事項の判定結果を見ると、③－２と④－２はあまり変わりはありませんが、④－２の料金表を見たときに、30mm以上の水道料金は結構高いという印象を持たれるのではないかと思います。使用水量に応じて逡増度を設けた方が、受け入れやすいのではと考えます。そして、65 円の最低単価は一般家庭の小口利用者に配慮しているというのがわかっていただけるかなと思います。

(委員)



難しいですね。ただし、次回の料金改定の際に、例えば最低単価を 65 から 70 円に値上げしなければならないことがあるならば、③-2の方が将来的に説明しやすいと思います。基本水量を設ける場合は、次回の改定で値上げとなると基本料金の値上げになるので、値上げ幅を大きく感じてしまうような気がします。

(委員)

口径が大きいほど基本料金が高くなるから、口径 30mmを 20mmにしたいという人も出てくるかもしれないですね。その時に水量や水圧は大丈夫なのかという相談はあるかもしれません。

(事務局)

基本的には水圧は変わりませんが、同時使用したときに水量が足りなくなる可能性はあります。人口が減り、核家族化で世帯人数も減ってくるのが予想されます。施設で使わない部分が増えてきているお宅は、口径を小さくするといったこともやっていかななくてはならないと思いますし、そうすることで漏水のリスクも減ってきます。

(会長)

料金表案について、特に③-2、③-3、④-2について挙げられ、話し合われましたが、事務局としての意見をここでもう一度確認します。

(事務局)

事務局としては、できれば③-2の料金表を採用したい考えです。一部の口径だけ基本水量を設けるより、従量料金で最低単価を使って配慮した方が良いと考えています。私どもも作業しながら、どの料金表の形が一番良いのかというのは迷いましたが、③-2は現行の料金表から移行するにあたっての影響が少なく、9つの料金表案の中で一番バランスの取れた料金表ではないかと判断した次第です。

(会長)

皆さん、改めて事務局の考えを確認した上で、料金表案についてはいかがでしょうか。

(委員)

③-2と③-3については大きな問題がなく、双方を比べた場合に13mmの増額率が低い③-2の方が良いと思います。

(委員)

③-2は基本料金割合が4割弱ということですが、この点についてもまた5年後に見直しを行っていく方向ですか。

(事務局)

そうです。初回の改定から、また5年後に料金を見直してしていかなければなりません。当然、その間に水道事業を効率よく経営できれば値上げ率を下げることもできると考えます。最近の気候変動を想定し基盤強化を図るのであれば、基本料金割合は6割が理想であります。初回の改定で基本料金を6割にまで持って行くのはやはり影響が大きいため、③-2のように4割くらいが妥当と捉えています。今後、料金改定を繰り返すことで理想の形に近づけていければという希望はあります。

(委員)

受益者負担という考えから、使った分だけ払うということで最低単価を設ける③-2が良いと思います。

(委員)

私も皆さんの言うように、水道もたくさん使う人が相応に払うのが当然だと思いますが、希望として③-2と③-3を併せるといことはできないでしょうか。③-3は口径ごとに基本料金の値上げ額が同じなので、納得しやすいように感じますので、その点を③-2に取

り入れられないかと思いました。

(会長)

今の意見を加味した料金表の作成が可能であり妥当か、事務局でまた検討してもらい、判断をお任せしたいと思います。

皆さんから一通り意見が出されました。まとめると、今出された意見も検討する中で、賛同が多かった③-2の料金表を基本に進めてもらうという結論でよろしいでしょうか。

(委員一同)

異議なし

(事務局)

ありがとうございます。水道法にもあるように今後は5年に1度、水道料金の見直しをしていきます。当然、今回の改定で完璧な料金表を作るのは難しいですが、採用する新料金表について、村民の方にご理解いただけるよう説明していきたくと思います。

### (3) 加入分担金について

資料4に基づき説明した。

(事務局)

「水道の加入分担金」

#### 1) 加入分担金とは

加入分担金は、給水装置の新設等に起因する水需要の増大に伴う増分原価を一定の合理的基準に基づき、直接原因者である給水工事申込者に対して負担を求めるものです。加入分担金は、水道利用の供給条件の一つとして給水装置の新設及び増径工事申込みの際に徴収しています。

#### 2) 現行の加入分担金表

現行は「用途別」「口径別」に加入分担金を設定しています。用途別では「一般住宅用等」

「官公署用等」「営業用等」があり、営業用が他に比べて金額が高めの設定となっています。また、口径が大きいほど分担金は高くなります。

### 3) 水道加入分担金表（案）

水道料金の改定に合わせて加入分担金も見直し、用途別を廃止したいと考えます。用途別の廃止理由については、水道料金算定で説明してきた用途別廃止理由と同じです。

加入分担金の口径別配分案につきましては、水道料金算定で用いた口径別配賦比率に応じて算出しました。算出結果が表右側の赤字の金額です。口径 13mm～25mmまでは現行の一般住宅と同じ金額で、口径 30mm以上は、現行の営業用の加入分担金と同水準となりました。ただし、営業の 40mmについては逆に安くなります。このように、加入分担金についても用途別を廃止し、口径別の理論的能力比に応じて算出した金額を新加入分担金としたい考えです。

## 質疑応答

（委員）

口径 75mmが新しく新設されましたね。

（事務局）

そうです。今までもあったのですが、その都度、協議をして金額を決めていたので、今回、料金表にきちんと設定したいと思います。

（委員）

現行の加入分担金制度は前からあったものですか。

（事務局）

現行は平成 31 年からで、それまであった別荘の用途部分をなくしています。加入分担金制度自体は水道料金表と同時期からあります。

（委員）

この加入分担金は設備屋さんに支払うものではなく、村に払うものですか。

(事務局)

そうです。村に移住される方は今と同じ金額を払うことになり、営業の方は若干安くなります。25mmの営業用は60万円でしたが、用途がなくなると30万円になります。今ある問題としては、例えば住宅の方がその物件を他の方に売って、買った方が営業をはじめるといった場合、営業と住宅の差額分の加入分担金を納入してもらわなければなりません。また、複雑化する営業形態等に対して用途認定がとても難しくなってきていますので、料金改定と共に加入分担金も口径別に改定したいと思います。

(会長)

この新加入分担金案について、賛同するという事で皆さんよろしいですか。

(委員一同)

異議なし

(会長)

では、賛同ということでお願いします。

(4) その他

なし

(杉山会長)

本日の議題は全て終了しました。進行について事務局に戻します。

(上下水道課長)

本日も長時間にわたりご審議いただきました。新料金表案という重要な事項を決めるにあ

たり、それぞれのお立場からの貴重なご意見・ご感想をいただき誠にありがとうございました。それでは、令和6年度第2回白馬村上下水道事業経営審議会を閉会とします。